

⑦株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁

(1) 少なくとも特区において講ずべき措置

- 株式会社等が特別養護老人ホームの設置から運営まで一貫して行う、いわゆる「民設民営方式」を特区において解禁すべき。その際、施設整備費補助金等の適用を容認するなど、株式会社等と社会福祉法人との間において、同等の競争条件を確保する措置を講ずべき。

(2) 全国規模において講ずべき措置

- 「PFI方式」又は「公設民営方式」のように、地方公共団体が直接事業に強く関与し、当該事業の保証を行うこと等により弊害の発生を極力抑制しているような特例措置については、早急に全国規模での規制改革に移行させるべきである。

- 株式会社による特別養護老人ホームの経営については、構造改革特区において、利用者の保護に配慮し、自治体が十分関与できる方式である公設民営又はPFIの下で容認したところである。
- また、第3回の構造改革特区計画の認定（平成15年11月28日）において、公設民営方式を活用した構造改革特区計画を認定した。（岩手県一戸町を認定。）
- 特区の特例措置は、十分な評価を行った上で、全国における取扱いや特例措置のあり方の検討を行うこととされており（「構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）」）、その評価については、構造改革特区推進本部評価委員会が来年8月頃を目途に評価意見を作成する予定と承知しており、未だ当該特例措置の評価は行われていない。
- 他方、介護保険制度は、法施行後5年（平成16年度末）を目途としてその全般に関して検討が

加えられ、その結果に基づき必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとされており（介護保険法附則第2条）、社会保障審議会介護保険部会において、現在、議論が行われている。

- したがって、今後の展開については、上記閣議決定の基本方針に基づき、特区における特例措置の効果や影響等の十分な評価を行うとともに、施設体系のあり方の見直しの状況を見ながら、更に検討を行っていくべきである。
- その際、介護保険制度の下では、既に、特別養護老人ホームと類似のサービスを提供するセクターとの間で競争が働く仕組みとなっており、介護保険施行後、営利法人等の参入も可能なグループホームや特定施設（介護付有料老人ホーム、新型ケアハウス）といった「居住型サービス」が、あらゆるサービスの中で最も高い伸びを示していることも、十分に考慮に入れる必要がある。
- なお、株式会社に対して、社会福祉法人と同様に施設整備費補助金を交付すべきとの指摘については、憲法上の制約があり、不可能である。

⑧労災保険及び雇用保険事業の民間開放の促進など

(1) 労災保険

【現状認識】

- 労災保険の給付は、労働基準法上の規定を上回る水準に拡大してきた結果、他の公的保険の水準を上回っており、これらとの役割分担が大きな課題となっている。
- 労災保険の保険料率は、保険である以上、業種別の労災発生リスクに応じ給付と負担は均衡すべき。そうでなければ、使用者の労災防止へのインセンティブを損ねる。
- 労災保険は7兆円の積立金を有しており、労災病院等の事業を拡大してきた。
- 現在の労災保険の水準は、ILO条約を始めとした国際水準を満たす水準として設定されているところであり、またそもそも制度趣旨の異なる他の社会保険との比較で論じる意義は乏しい。
- 社会保険たる労災保険においては、業種別に厳密に収支均衡する必要はなく、総合規制改革会議の主張は社会保険の理論を無視している。また、災害防止は、一義的には、国の災害防止施策が担うべきものである。
- 労災保険の積立金は、全額将来の年金給付に充てられるための責任準備金であり、余剰金ではなく、労働福祉事業とは無関係。

【今後の課題】

- 労災保険の仕組みは自動車損害賠償責任保険と多くの共通点がある。使用者の強制加入及び保険者の引受義務を維持しつつ、何が労災に相当するかという認定基準は国が定め、それに基づく労災保険の管
- 労災保険の民営化（民間開放）については、当省からの民営化できないとの考え方に対し適切な反論がなされず、また、重大な事実誤認の指摘にもかかわらず、総合規制改革会議独自の見解を

理・運営は民間事業者が行うこととすべきであり、
労災保険の民間開放・民間への業務委託の可能性に
ついて、幅広く検討すべきであるとする。

公表されたことは、極めて遺憾である。

○ 労災保険の民営化（民間開放）は、以下のとおり、如何なる観点からみても労働者保護の観点から根本的に問題があり、できないと考える。

(1) 自賠責保険においては、自賠責保険に加入していないと車検を通らないことから加入が担保されているが、労災保険ではこのような加入を担保する仕組みがない。

民間保険会社では加入を強制できず、また、国が特定の民間保険会社との契約を強制することはもとより、滞納処分もできないため、使用者の強制加入及び保険者の引受義務を維持したとしても、未加入・未納事業場が続出することは避けられず、そのような事業場で被災した労働者は補償を受けられない。

(2) 交通事故と異なり、過労死等外形的に業務上の災害かどうか判断が難しい新たな労災事案が増加する状況で、事業場への立入権限のない民間保険会社では、実態を踏まえた労災認定が困難である。

(3) 仮に労災保険の民営化を行った場合には、上記(1)のとおり未加入事業場が続出するが、こうした未加入事業場の被災労働者に対しても補償を確実にを行うためには新たに国の補償事

業が必要となる。また、自賠責と異なり長期にわたる年金給付があることから民間保険会社の破綻に備えた仕組みなどが新たに必要となる。

このようなことから、民営化により、かえって非効率化し、ひいては保険料率の大幅な引上げのおそれ大きい。なお、日本の労災保険の保険料収入に占める管理運営費の割合は5.2%だが、民間開放を行っている唯一の国であるアメリカの民間労災保険の管理運営費の割合は40%近い。

- 以上のような問題点にかんがみ、学識経験者、使用者団体及び労働組合の代表から成る審議会、日本医師会等の諸団体から、それぞれの立場を超えて、「労災保険の民営化（民間開放）」について強い反対意見が出されているところであり、また、過労死や雇用不安が問題となっている現下の厳しい経済社会情勢にかんがみれば、このような検討を行うこと自体、労働者を始めとした国民の無用の不安感を煽ることが避けられないことから、労災保険の民間開放について検討することは不適切であると考える。

（注）本年11月26日付けで、労働政策審議会労

- 労働者保護等の観点から、労災保険、雇用保険等の未手続事業所のうち故意にその加入手続を怠っているものについて、名称を公表するなどの制裁措置を講ずべきである。

(2) 雇用保険三事業

- 雇用保険三事業を整理統合した場合の財源については、ハローワークの公設民営方式の導入や職業紹介業務の民間委託の推進など、多様な職業紹介機能の強化や、民間の求人・求職マッチングサービスを

災保険部会から、公労使全員一致により、「労災保険の民間開放の促進」について反対である旨の意見が表明されている。

- 労災保険及び雇用保険については、加入勧奨に従わないときは職権成立手続を行うほか、雇用保険については、職権による被保険者資格の取得及び労働者自身による被保険者資格の確認が可能であることから、労働者保護は十分に図られているため、未手続事業所名の公表などの制裁措置を講ずる必要はない。
- なお、雇用保険及び社会保険の未手続事業所名の公表については、アクションプランワーキンググループにおける十分な議論を行わずに記述されており、総合規制改革会議における議論、答申の在り方として、極めて遺憾である。
- ハローワークの公設民営方式については、雇用保険の安定的な運営の確保、ILO第88号条約の要請、広域的な職業紹介の必要性から、今後とも、職業紹介事業は原則国が実施していくことが

受ける失業者に対する現物給付の形での直接助成などに対し、重点的に配分すべき。

必要であることから不適當である。

- また、雇用保険三事業は、事業主の拠出する保険料を財源とし、事業主の共同連帯により、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上等を図るために行われる事業であり、本事業を整理統合した場合の財源は、この事業の趣旨に応じた施策に活用すべきである。